

## 特定非営利活動法人日本レスキュー協会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本レスキュー協会(以下「この法人」という。)の役員に対する報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、貸与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。

### (報酬)

第3条 この法人の役員のうち、この法人の事業・管理業務に関わる常勤及び非常勤役員に対して、役員報酬を支給することができる。

### (役員報酬の額)

第4条 この法人の役員に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬額の総額が1名あたり400万円を超えない範囲で、社員総会において定める。ただし、社員総会において各事業年度に全役員に支給する上限額を定めただうえで、具体的な配分については理事の合議に一任することを妨げない。

### (監事の報酬等)

第5条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

### (報酬等の支払い方法)

第6条 役員に対する報酬等の支払は、別途理事の合議で決定した金額を職員に対する給与支払に準じ、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。なお、振込に係る費用はこの法人が別途負担するものとする。

(費用弁証)

第7条 この法人の役員がその職務の執行にあたって負担した費用(職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。)については、当該役員より請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃については、この規程で社員総会の決議事項とされたものを除き、理事会において決議する。

(附則)

第9条 この規程は、2025年11月22日から施行する。(2025年11月22日理事会・社員総会決議)